

【ポスター発表】

社会的養護経験者への地域生活支援**— 公的医療保険に焦点をあてて —**

○ 富山福祉短期大学 松尾 祐子 (8369)

キーワード：社会的養護経験者 公的医療保険 セーフティネット

1. 研究目的

2017年に発表された「新しい社会的養護ビジョン」の後、2020年度に日本初となる社会的養護経験者に関する「全国調査」が実施された。2022年の児童福祉法の改正では、社会的養護経験者への実態を把握し、自立のために必要な援助を行うことが都道府県が行わなければならない業務として位置づけられた。

「全国調査」では、当事者の回答率の低さ（14%）が課題となったが、社会的養護経験者の生活状況が明らかになった。「全国調査」では、生活費が赤字の割合が23%と高く、過去1年間に受診できなかった経験がある者が20%で、その理由では「お金がかかるから」が67%と最も多く、「保険証がない」が11%であった。山梨県の調査においても、「公的医療保険に加入していない」が8%、「わからない」が6%であった。これらの調査から、社会的養護経験者の10人に1人が無保険の状態であり、回答しなかった（できなかった）者も含めると、この割合はさらに高くなる可能性がある。

社会的養護の対象となる子どものうち、虐待を受けている子どもの割合は増加し、里親へ委託される子どもの約4割、児童養護施設に入所している子どもの7割が虐待を受けている。何らかの障害をもつ子どもの割合も増加し、約3割の子どものに障害があり、社会的養護経験者の心身の健康状態を維持するために医療の保障は不可欠である。

本研究では、社会的養護経験者が無保険や未加入になり易い状況を分析し、社会的養護経験者への地域生活支援について考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究の研究方法は文献研究である。上記目的に関する文献を精査した。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会研究倫理規定に則って実施した。本発表に関して、開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

「保険証がない」という状況は、大きく3つに分けられる。①就労が安定していなく職場の健康保険に加入していない、②仕事を辞めて国民健康保険への手続きをしていない、③国民健康保険の手続きをしたが保険料を滞納しているである。

何らかの障害がある社会的養護経験者が福祉サービスを利用した場合には、相談支援専門員や成年後見人が選任されるなど、支援者がつき必要なサポートが受けられるが、障

害が軽度の場合やグレーゾーンの場合、仕事を辞めて健康保険から脱退した時に無保険になり易いと推測される。退職時には健康保険の任意継続と国民健康保険への加入という選択肢があるが、国民健康保険については市町村の国民健康保険課での手続きが必要になる。

頼れる家族がない場合、社会保障制度の知識を得る機会が少なく、公的医療保険の理解が不十分となり易い。そして虐待等の経験があり自ら助けを求める力が弱い社会的養護経験者が多く、退職時に自ら市役所の窓口に行き、国民健康保険の手続きをすることはかなりハードルが高い。社会的養護経験者を対象とした調査では、必要なサポートとして「行政の手続きや契約」「医療機関への受診支援」があげられている。

そして手続きをしたとしても保険料を払い続けることが困難となる場合も多い。国民健康保険は世帯単位での加入となるため、頼る家族がいないと負担が大きい仕組みとなっている。前年の所得に応じて保険料が決められるため、収入がない状況で保険料の支払いが必要となる。

5. 考察

社会的養護経験者が無保険になり易い要因は、大きく4つに分けられる。①知識や情報の不足、②制度上の課題（申請制度や世帯単位）、③心理面でSOSを出す力が弱い、④金銭的に支払う余裕がない。適切な医療が受けられず、心身の不調をきたし就労に影響し、金銭的に余裕がなくなるという悪循環に陥っている場合も考えられる。

生活保護の受給率について永野（2017）は、社会的養護経験者の生活保護受給率は、同年齢層の約18倍と指摘している。社会的養護経験者が生活困窮に陥る背景の1つとして、仕事を辞めた時に第一のセーフティネットの医療保険や労働保険（雇用保険）の手続きが不十分となっていると考えられる。

社会的養護経験者が適切な医療を受けるためには、措置解除前（退所前）から医療保険等について体験的に知る機会を作ったり、積極的に情報を届けたりすることが必要である。そして生活が不安定になり易い社会的養護経験者のサインを見逃さず、退職した際の医療保険や労働保険の確認など、第一のセーフティネットを積極的に活用した地域生活支援が求められる。また世帯単位の制度により、医療保険の保険料負担が大きくなる社会的養護経験者への新たなセーフティネットの検討も必要である。

文献

- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2021)「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」
- ・子ども家庭庁(2024)「社会的養育の推進に向けて」
- ・山梨学院短期大学地域連携研究センター(2018)「山梨県児童養護施設退所者調査報告書～退所者10年間のあゆみ～」
- ・永野 咲(2017)『社会的養護のもとで育つ若者「ライフチャンス」』
- ・浦川 邦夫(2012)「公的医療保険制度に対する重要な知識の欠落の要因」『医療と社会』Vol.22No.1